

# 令和7年度福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金事業者選定要領

## 1 趣旨

この要領は、福岡県外国人介護人材確保強化事業（以下「事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 実施機関

選定は、「福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金」事業者選定委員会において行う。

## 3 評価項目

以下に掲げる項目を評価対象とする。

- ア 目的・目標の妥当性
- イ 事業実施計画の妥当性
- ウ 事業実施体制の妥当性
- エ 公益性

## 4 評価方法

交付申請書について、委員会を構成する委員ごとに下表の配点に基づき採点を行い、合計点数（100点）の高い者から、予算の範囲内で事業者として選定する。

項目	配点
ア 目的・目標の妥当性	30
イ 事業実施計画の妥当性	30
ウ 事業実施体制の妥当性	30
エ 公益性	10
計	100

※事前調査に協力した法人グループは、別途加点を行う。

## 5 評価基準

### (1) 評価点数

評価点数は、次による採点を標準とする。

基準	10点満点の項目	30点満点の項目
極めて優れている	9～10	25～30
優れている	7～8	19～24
普通である	5～6	13～18
不十分	3～4	7～12
極めて不十分	0～2	0～6

※ 特段の問題点がない場合は、「普通である」とする。

## (2) 各評価項目の具体例等

以下は具体例であるので、その他取組事項、特筆すべき事項がある場合は記載すること。

### ア 目的・目標の妥当性(30点)

- ・ 事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。
- ・ 多数の法人数により法人グループが形成されているか。
- ・ 法人グループ内に小規模法人が含まれているか。  
※必須要件ではないが、単独で外国人介護人材確保に取り組むことが困難な小規模法人との連携を推進するもの。
- ・ 目標の達成状況を判断・評価するために、適切な評価指標を設定しているか。
- ・ 目標の達成により、事業テーマに応じた効果が期待できるものとなっているか。

### イ 事業実施計画の妥当性(30点)

- ・ 目標達成のための妥当なスケジュールであるか。
- ・ 予算計画は妥当なものになっているか。
- ・ 目標達成に必要な取組内容が過不足なく計画されているか。

### ウ 事業実施体制の妥当性(30点)

- ・ 手法、内容等が明瞭で、事業目的の達成のために効果的かつ効率的なものとなっているか。
- ・ 申請代表者に十分な管理能力があるか。
- ・ 法人グループ内の法人において、関連または同様の取組の経験、実績を相当程度有しているか。

### エ 公益性(10点)

- ・ 取組内容が申請法人グループのみにとどまらず、他の法人においても横展開が可能であるか。